

# 東広島市妊婦に対する初回産科受診料助成のご案内

低所得世帯の妊婦さんが、妊娠の診断を受けるために産科医療機関等を初回受診した際にかかった費用を一部助成します。安心して妊娠期を過ごせるよう、関係機関と連携しながら支援します。

## 対象者

受診時に東広島市に住民票があり、次の条件に当てはまる方

1. 妊娠中であること（妊娠の診断を受けた方）
2. 受診日時時点で住民税非課税世帯またはこれと同等の所得水準であると認められる方
3. 以下の2点に同意する方
  - ・世帯の課税状況の確認に同意すること
  - ・医療機関等の関係機関との情報共有に同意すること

※令和5年4月1日以降に、初回産科受診したものに限りです。

## 助成額

初回の妊娠判定受診にかかる費用の一部を助成します。

妊婦 1 人当たり 10,000 円を上限として償還払いにより助成します。

※保険診療となった場合は、助成の対象外となります。

※助成上限額と実際に自費で受診した健診費用を比較して、低い金額が助成額となります。

## 申請に必要なもの

1. 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
2. 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書の原本
3. 金融機関の口座が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）
4. 妊娠したことが分かるもの（例：妊娠届出書、出産予定日が記載された書類、母子健康手帳等）

※上記のほか、課税状況がわかる書類等の提示が必要となる場合があります。

※申請期間は、妊娠中になります。（令和5年度に限り、受診日より1年以内）

「妊娠したけどどうしたらいいかわからない」

「妊娠を家族に相談できない」

「今後のお金のことが心配」など

お困りがあればご相談ください。



東広島市 HP はこちら

### 【問い合わせ先】

- ・東広島市 子育て家庭課 母子保健係  
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号(本館2階)  
Tel (082) 420-0407 Fax (082) 424-167
- ・黒瀬支所 福祉保健課 Tel (0823) 82-0220
- ・豊栄支所 地域振興課 Tel (082) 432-2563
- ・河内支所 地域振興課 Tel (082) 437-1109
- ・安芸津支所 福祉保健課 Tel (0846) 45-2065